2　認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3　認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第六の六による指定書を交付するものとする。

4　認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第六の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して八年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6　指定事業者である法人について合併又は分割があったときは、指定に係る復興推進事業の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第二十条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定事業者が二以上ある場合においては、これらの指定事業者に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

7　指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して八年を超えない範囲内で変更することができる。

9　認定地方公共団体は、法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10　認定地方公共団体は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11　認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12　認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第四十二条第一項の指定会社の要件）

第二十三条　法第四十二条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　地域協議会を構成する法人であること。

二　指定（法第四十二条第一項に規定する指定をいう。次条から第二十六条までにおいて同じ。）に係る復興推進事業（法第二条第三項に規定する復興推進事業のうち、同項第二号ニに掲げるものに限る。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第二十六条第一項において「指定会社事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三　指定会社事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること。

四　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。

イ　復興推進計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社又は復興推進計画の認定の日において最初の事業年度が開始していない会社　復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

ロ　復興推進計画の認定の日において設立後最初の事業年度を経過している会社　次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1)　復興推進事業を行うために必要な資金の額を第二十五条第一項の規定による申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び同条において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(2)　復興推進事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

(3)　基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

五　株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

六　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

七　次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ　発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1)　当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2)　当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3)　当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ　イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

八　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

（報告書の提出時期及び手続）

第二十四条　法第四十二条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第七の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　個人からの金銭による払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。第二十六条において同じ。）を受けて新株を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（第二十六条において「株式投資契約」という。）その他の資金の調達に関する実績